

# 子ども・子育て会議（第4回） 議事次第

日 時 平成25年7月5日（金）15:00～17:30

場 所 中央合同庁舎第4号館共用1208特別会議室

## 1. 開 会

## 2. 議 事

- (1) 基本指針について
- (2) 保育の必要性の認定について
- (3) 確認制度について
- (4) その他

## 3. 閉 会

### [配付資料]

- 資料1-1 基本指針の概要（案）
- 資料1-2 基本指針の主な記載事項（計画作成指針関係）  
基本指針の主な記載事項とたたき台
- 資料1-3 「市町村子ども・子育て支援事業計画」作成時の利用希望などの把握について
- 資料2 保育の必要性の認定について
- 資料3 確認制度について
- 参考資料 委員提出資料

○無藤会長 それでは、定刻になりましたので、第4回「子ども・子育て会議」を開始いたします。お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。

まず初めに、本日の委員の御出欠及び事務局の異動につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

○長田参事官 まず、委員の御出欠の状況でございますけれども、秋田喜代美委員におかれましては、本日、所用により御欠席との御連絡をいただいております。

また、大日向委員、榊原委員、まだお見えでないようでございますが、出席という御連絡をいただいておりますので、本日、委員25名中24名の委員の御出席の予定ということで、定足数である過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、事務局の異動について御報告申し上げます。

まず、内閣府共生社会政策担当政策統括官の山崎の後任の武川でございます。

○武川政策統括官 6月28日付で参りました武川でございます。

前任は、内閣府の賞勲局というところで賞勲局長をやっておりました。この分野は何分初めてでございますので、よろしく御指導いただきたいと思います。ありがとうございます。

○長田参事官 なお、政策統括官は、内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室長も兼務しております。

続きまして、内閣府大臣官房少子化・青少年対策審議官、伊奈川の後任で、岩渕でございます。

厚生労働省少子化対策企画室長、黒田が異動いたしまして、数日後には後任が着任する予定ではございますが、それまでの間、雇用均等・児童家庭局総務課長の定塚が事務取扱となっております。

育成環境課長、杉上の後任で為石でございます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

なお、資料につきまして、議事次第に記載のとおりですが、資料1から参考資料までお配りしてございます。漏れなどあれば、事務局にお申しつけください。

それでは、議事に早速入ります。

本日は、前回に引き続きまして、「基本指針」について、80～90分程度で御説明し、御議論いただきたいと思います。

続いて、「保育の必要性の認定」及び「確認制度」について、一括して60～70分程度で説明、御議論をお願いしたいと思います。

また、以前から何度もしつこく申し上げてはおりますけれども、御発言を簡潔に、できれば2分ぐらいまでのところでお話をいただいて、足りない部分は、今日もいろいろ資料を出していただいておりますけれども、文書でぜひお出しいただくということでよろしくをお願いいたします。

それでは、基本指針について、事務局から御説明をお願いします。

○長田参事官 それでは、基本指針の関係でございます。お手元、資料1-2をご覧くださいできればと思います。

基本指針の中の計画作成指針部分の骨子でございますが、例によりまして、前回いただきました御意見を踏まえて加筆修正をした点を赤字で示しております。

また、前回、依然として複数案という形で提示をさせていただいていた部分につきまして、これまでの御議論を踏まえまして、一応事務局としての一つの御提案を今回提示させていただいております。

3ページ、前回、質の確保のためには担い手の労働環境改善が重要という御指摘をいただきました。その点を踏まえましての加筆でございます。

5ページ、3-5歳の学校教育のみ、あるいは3-5歳の保育の必要性あり、0-2歳の保育の必要性あり等々の区分の部分でございますけれども、教育、保育という言葉の使い方について整理が必要なのではないかという御指摘をいただきまして、それぞれ子ども・子育て支援法という法律の定義に則した形で整理しております。

なお、「保育」という言葉ですが、赤字で「この資料で『保育』とは、改正後の児童福祉法第6条の3第7項に規定する保育を指す」と書いてございます。具体的な改正後の児童福祉法上の保育の定義を簡単に申し上げますと、かみ砕いていえば、「養護と学校において行われる教育を除く教育」ということで定義されているということで御理解いただければと思います。

7ページ、市町村計画策定において、量の見込みを立てるときに法律上の要請といたしましては、認定区分ごと、すなわち0-2歳と3-5歳に分けて量を把握し、その確保方を定めることになっておりますが、それをさらに詳細にどこまで区分をするかということが論点ということでこれまで両論併記の形になっておりました。

ここにつきましては、前回、3-5歳の部分についてはある程度大きくくりでいいのではないかという御意見である一方、0-2歳の部分に関しましては、もう少し細かく見る必要があるのではないかと。特に保育士の配置基準が0歳と1-2歳で大きな差があるということでありまして、育児休業をしっかりと取得して1歳から保育を利用できる環境づくりの重要性といったような御議論もございました。そういったことから、0-2歳の部分につきましては、0歳と1-2歳ということで分けてはどうかということで、本日の事務局の案といたしましては、0歳、1-2歳、3-5歳の3区分という設定ではいかがかという御提案をさせていただいております。もちろん、これは地域の実情に応じまして、さらに細かい区分を設定するということは可能だということで整理しております。

8ページ、同じく量の見込みの算定に当たりまして、長時間と短時間を分けるかどうかという点ですけれども、考え方というところにもございますように、特に長時間、短時間は、就労の状況によって、その状況というのは変動が生じることから、この計画が5年の計画ということもございますので、なかなか長時間と短時間の量というものの把握、見込

みが難しい面があるかと考えられます。そういう意味で、自治体のほうで計画をつくられる御負担も大きいのではないか。そのようなことも勘案いたしまして、今回、事務局でお示しをする案といたしましては、長時間と短時間については分けないということがかかという案としております。こちらにつきましても、先ほどの0-5歳の話と同様、地域の実情に応じて区分することは可能ということでございます。

9ページの下のほうに赤字で注記がございます。0-2歳の、いわゆる保育認定の対象とならないお子さんについての御指摘が前回ございましたが、こうした子どもは確かに施設型給付ですとか、地域型保育給付の対象とはならない仕組みではございますけれども、今回の新制度全体といたしましては、ここに記載されております地域子育て支援拠点事業ですとか、一時預かり事業等々の事業、そういったものを通じまして支援の対象になるということですので、その点を入念的に記載させていただいた次第です。

21ページ、このあたりが前回、依然として一つの案として収れんできていなかった、いわゆる需給調整にかかわる部分でございます。需給調整の論点の1つが、例えば保育所を2年かけて整備をして需給バランスをとるという計画になっていて、その途上に比較的すぐに対応可能な小規模保育の事業者が入ってきたといった場合に、需給調整上、どう扱うかということでございます。ここににつきましては、両面からの御意見がありました。当然、先行して投資をする事業者の側からすれば、それについての配慮が必要ではないかという観点。

一方で、足元に現に待機が発生し、保育を必要とする状況があれば、利用者の側からすれば、それはなるべく早く迅速に対応してほしいというような御意見があったわけです。さらに21ページの、点線囲いの箱に記載の主な意見で、1つ目の○とか2つ目の○にございますが、基本的には自治体の裁量に委ねることがベストではないか。ただし、そうは言いながら、最低限のルールは必要というような御指摘もいただいたわけでございます。

そういった点を踏まえまして、今回お示しする案といたしましては、まず仕組み上は途中でそういった事業者が出てきた場合であっても、トータルとして先行する整備計画が達成された時点で供給が満たされるという場合には、需給調整を対象とできるということとした上で、実際に認定を受けた子どもの数が計画で定めた必要利用定員総数を上回った場合については、機動的な対応が行われることが望ましいという考え方をお示しし、自治体での御判断をいただくということでどうかという案でございます。

22ページから、認定こども園に関する需給調整。これは平たく言えば、もう既に幼稚園も保育所も供給としては満たされていて、場合によっては定員割れもしている。そういったような地域で既存の幼稚園、保育園が認定こども園に手を挙げてくださったという場合に、需給調整の仕組みを四角四面に適用すれば、こういった地域では一切認定こども園ができなくなる。そこは何らかの措置を講じるべきではないかと言うスタンスでこれまでも御議論をいただいたわけでございます。

24ページ、主な意見ということで、いずれも案3が望ましいということが書かれており

ます。もともとの案1、2、3というのが資料上記載が漏れておりますのでわかりにくくて恐縮でございますが、これまでお示しをした案1といいますのは、自治体で見込んだ必要利用定員数に対しまして、幼稚園、保育所の定員数の一定の割合まで認めてはどうかというもの。

案2は、必要利用定員数に対して、例えば10%増しであるとか、必要見込み数の何パーセント分かということの幅を持たせるもの。

案3は、必要利用定員数を基準として都道府県が定める、そのような案になっていたわけでございます。

案1、2を支持する御意見は基本的にはございませんでしたということと、現実問題として、何パーセントということは、国で10%とか20%ということで設定すると考えた場合に、地域の実情はばらつきがございますので、需給がほぼトントンであるというところと、かなり定員割れが激しい地域においては、その割合の設定というのは20%だったり50%だったり、極端に振れるということも想定されますことから、そこは都道府県に判断を委ねるということの基本にしてはどうかということでございます。

したがって、量の見込みに都道府県計画で定める数を加えた数に達するまでは認可しなければならないという案にさせていただきました。ただし、そうは言いながら、都道府県で定めるという場合の課題といたしまして、前回、指摘をいたしておりますのは、もともと認可制度の透明性を図るというようなことがございましたので、その透明性をどう図っていくのか、あるいは都道府県間で裁量判断にかなりばらつきがあるとなれば、それはそれで一つ問題が生じるということになりますので、そのあたりをどう考えるかということで、24ページに2つポツがございますが、一つは認可・認定に裁量が生じることのないように、これは計画を定める際もそれぞれ地方版子ども・子育て会議で議論いただくということです、そういった議論の場を通じてきちんと透明性を図った中で数を設定していただくということ。

2つ目のポツでございますが、当然、「都道府県計画で定める数」というのはどういう考え方で定めるべきなのかということの観点が必要なわけですが、もともともうこういう御議論をお願いいたしましたのは、認定こども園の移行を促進し、その希望に阻害しないという観点からの議論でございますので、認定こども園の移行を促進するためだという観点、そして実際にはその上で認定こども園、幼稚園、保育所の利用状況ですとか、意向、希望、こういったものに十分配慮した上で数を定めてくださいという定性的な考え方ではございますが、そういった考え方をお示しさせていただいております。幼稚園が認定こども園に手を上げる場合、保育所が認定こども園に手を上げる場合、両方でございます。基本的には23ページも24ページでも同じことが書かれております。

また、特に赤字の修正にはなっておりませんが、その他、2点ほど触れさせていただきたいと思います。

29ページ「六 その他」の一番下のところでございますが、東日本大震災の被害が甚大

であった自治体における計画作成との取り扱いについてでございます。今回、具体的な案をお示しするまでには至ってございませんが、現在、これまでも御報告をいたしました被災者懇談会での議論を踏まえながら、被災3県で御相談しているところでございます。

全体の施行時期につきましては、基本的に同時スタートが望ましいと考えておりますけれども、震災の影響によりまして、将来の町の復興方針も定まっておらず、なかなか先の見通しを立てるのは極めて困難、そういった地域については、計画策定上、一定の配慮が必要だろうと考えていますので、そうした方向での指針のまとめを次回御提案したいと思っております。

最後、31ページ、その他の2つ目の○でございます。これも前回、費用対効果をしっかりと検証することが大事だという御意見を複数頂戴しております。既にこういった形で盛り込みをしておりますけれども、ここでそういった点について触れさせていただいております。

引き続きまして、資料番号はついておりませんが、資料1-2の次に「基本指針の主な記載事項とたたき台」という資料がございます。こちらにつきまして、若干御説明したいと思います。

1ページ、「子ども・子育て支援の意義」、いわゆる理念の部分につきまして、前回会議でのご指摘を踏まえ修正を行っております。これまで既にこの部分につきましては、かなり文章に近い形で御議論いただいておりますので、資料1-2のような骨子を今回用意しておりませんので、この資料をご覧くださいと思います。

1点目、「第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項」の3つ目のパラグラフのところで、さまざまな状況に配慮するという趣旨のことを書かせていただいておりますが、その議論の中で、子どもの貧困対策法との関係にも触れる必要があるのかどうか、そのような御指摘をいただきました。

その点につきましては、この文章の中で、「関連する諸制度と連携を図り」という言葉がございますが、そういったところに当然含まれ得るものと理解しております。個別の関連法を書き上げると切りがなくなりますので、関連する諸制度という表現で整理させていただければと思っております。

3～4ページにかけて、子どもの発達について触れている部分でございますけれども、乳幼児期の言葉の定義をもう少し整理したほうがいいのではないかというご意見がありました。おおよそ標準的な乳児期の発達像あるいは幼児期の発達像等々を書かせていただいておりますけれども、当然ながら、発達は連続性のあるものでございますし、個人差もあるということ。その点の御指摘はごもっともでございますので、4ページの3段落目ぐらい、乳幼児期の発達は連続性のあるものだという事、また、一人一人の個人差も大きいということに留意をしながら、しっかりと発達を保障していくことを記載させていただいております。

さらに、5ページ、ここは親の一義的責任ということに触れながら、子育て支援の意義

を書いている部分でございます。その中で、逆に親の一義的責任との関係においても、虐待などで親子分離をして、親から養育を受けることが難しいというケースにつきましては、社会がしっかりと責任を持つべきということと言及すべきだという御意見を頂戴いたしましたので、その点について触れております。

5 ページの下ほどですけれども、妊娠・出産期からの切れ目ない支援の必要性の言及についても少し言葉を補わせていただいております。さらに、評価の重要性というのは計画策定指針部門の中でも触れておりますけれども、総論の部分でも触れるべきという御意見がございましたので、加筆しております。

6 ページの一番下から以下のところは、先ほど御説明いたしました資料 1 - 2 の計画策定指針の骨子に沿って文章化したら、このようになるだろうということで記載している部分でございます。

ここについての逐一の説明は省略させていただきますけれども、例えば14ページ、左側の骨子が赤字になっておりますが、これは資料 1 - 2 の内容と同じでございます。これは御議論をこれからいただく部分でございますので、一応この案を前提とすればこういう文章になりますよということで書いておりますので、左側の議論の結論が異なれば、当然それに連動して、こちらの文章も修正させていただくという趣旨のものだと御理解を賜ればと思います。

また、文章編につきましては、既に事前に多くの委員の先生方から具体的な修正意見もいただいておりますので、可能な限り御意見を踏まえた修正を適宜加えさせていただきます。ただし、この基本指針、あくまで子ども・子育て支援法に基づくものでございますので、その守備範囲は基本的に同法に基づく給付・事業を中心に、この法律に根拠のあるものについて記載するものだと思っております。したがって、御指摘内容としてはごもつともであっても、やや守備範囲を超えるのではないかと、したがって、基本指針に記載することはなじまないと判断させていただいた部分もあるということにつきまして、あらかじめお含みおきいただければと思います。また、本日、資料としてお配りしている各委員からいただいた意見書も拝見し、可能な範囲で反映しておりますけれども、直前にいただいた御意見につきまして、まだ十分反映し切れていない部分がありますことを御了承いただければと思います。

説明が長くなって恐縮でございますが、次に資料 1 - 3 と、別添の「調査票のイメージ」。いわゆる量の見込みの把握のための調査の関係ですが、別添をご覧いただければと思います。

中ほどに青字で「量の見込みの推計上必要な項目を青字で表記」と書いております。これまでいろいろ調査票の質問項目をお示しいたしましたけれども、かなり数も多くなっております。きちんとした推計のためにも、より詳細な作り込みをしたいという御意見。その一方で、ここまで細かくすると回収率上の不安もあるという御意見もあったわけでございます。そこで、前回、今回の計画策定に当たって、量の見込みの推計上、必要なもの

とそうでないものを仕分けして御提示させていただくということを申し上げたわけですが、それを具体的に今回、推計上必要な項目を青字で記載しております。というのが1つ。

表紙の注でございますけれども、当然回答者にとってなるべくわかりやすいものにしていくという観点が重要でございますので、例えば地方単独事業など、そういう硬い書き方だとピンときませんので、住民の方になれ親しんだような言葉に当然置きかえていただくことは可能だと付記しております。

中身は、基本的にはご覧いただければと思いますが、資料1-3で2点だけ補足させていただきたいと思います。8ページ、御意見と対応案ということで、2に「回答者が、調査が自治体の計画づくりのために行われることを理解して回答できるよう、冒頭で調査の目的について記載を入れるべきではないか」という御意見。これに関しましては、本日記付の小室委員からの意見の中でも、その目的など記載したサンプルをしっかりと示すべきではないかということとか、これそのものは回答者個人の直接的な利用に即つながらるものではないということもきちんと表現すべきではないか、そのような御意見をいただいております。ごもっともな御指摘でございますので、基本的にはそのように対応していきたいと考えております。

11ページ、放課後児童クラブの利用意向の対象につきましては、身近な課題である、基本的には就学前の5歳以上児を対象とするということが合理的ではないかという御意見を頂戴いたしましたので、ひな形としては5歳以上とし、もちろん、そこは地域の実情に応じて、調査対象範囲を御検討いただければどうかというようなことにいたしております。

説明としましては、以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見などを頂戴したいと思います。

まず、挙手をお願いします。ざっと何人ぐらいか目途をつけながら、今しっかり手を挙げてください。大体の人数を把握するだけです。ありがとうございます。

それでは、奥山委員からお願いします。

○奥山委員 ありがとうございます。私は意見書も出させていただいております。それに沿って御説明させていただきたいと思います。

まず、基本指針の資料1-2の3ページの下のところ、「子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携・協働」とございます。今、資料の御説明もありましたけれども、これは全ての子どもと子育て家庭に必要とされる妊娠期からの切れ目のない支援ということを行っているわけですから、ここの連携のところにつきまして、4ページの上から2行目「幼保小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携」とございますが、これを例えば妊娠、出産期、0～2に係る取り組み、3～5に係る取り組み、幼保小連携と流れをもって修正していただきたいという提案でございます。

同じく資料1-2の11ページ、私は地域子ども・子育て支援事業にかかわることが多い



ものですから、このあたりの量の見込みを出すときに、今回の調査票だけではなかなか把握できないことが多いのではないかと考えております。

提出資料のほうにも書かせていただきましたが、13事業の幾つかの全国の実施状況を見ますと、かなりの自治体がほぼやっているような事業と、ファミリー・サポート・センター事業等は4割を切っているというような実施率ですし、このあたり、身の回りにない事業を評価するというのはなかなか厳しいのかなとも思っております。ぜひそういった意味では量の子ども・子育て支援事業の量の見込みにつきましては、調査票のみならず、多様なヒアリングの仕方等の工夫をしていただければと思います。

また、あわせて都道府県につきましては、各市町村の実施状況や取り組み状況についても明らかにしていくことで、わが町にその事業があるのか、ないのか、なければどういったものが代替えとして実施されているのか、そういったことが市民にわかるようにしていただきたいと考えております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、尾崎委員、順番にいきます。

○尾崎委員 今回、基本指針について、随分具体的な形が整ってまいりました。今後の地方の準備期間なども考慮しますと非常に望ましいことだと思っております。この間のいろんな準備をしていただきましたことに大変感謝申し上げたいと思います。

この基本指針案について、全国知事会でも非常に活発に議論を重ねてまいりましたけれども、いろいろな点について、地域ごとの実情を一定柔軟に反映していただく形になっているということを非常に感謝申し上げているところでございます。そういう基本認識の上で、細かい点で恐縮ですけれども、3点だけ申し上げさせていただければと思っております。

まず、最初、資料1-2、4ページ目であります。これは揚げ足をとるつもりではありませんが、「一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項」の一番下の○に「計画作成段階において市町村間の調整、一定期間ごと（例えば四半期ごと）に市町村と都道府県の協議・調整」を行うことを記載するとかと書いておりますが、こういう時期とかは別に特段、それぞれ市町村と県にお任せいただければと思いますので、それが1点目です。例えばと記載していただいていますので、あくまで例示という御趣旨であろうかとは思いますが、念のため申し上げさせていただきます。

7ページの年齢区分の問題でございます。今回、案で、またもう一段、裁量性のある形にさせていただいてであろうかとは思いますが、本当に1歳ごとの区分で把握しておくことが必要な地域と、他方で、本当に子どもといたら数人というような地域もあつたりいたします。そういう中で、ぜひ年齢区分について、特段改めてこういう区分を設けるといことではなくて、地域が実情に応じて設定してよいとしていただければ非常に幸いです。一定、工夫していただいているのかなとは思いますが、ぜひ

地方の裁量に基づいて、例えば3歳以上と未満だけとか、あとは地域の裁量でやってくださいとか、そういう形にさせていただけないものかと思っております。

以上、細かい点ですが、その次、ここについてはぜひお願いしたいという点が26ページでございます。こちらに幼稚園教諭・保育士等の具体的な必要見込み人数とその確保方策についても記載というお話、こちらに書いていただいております。

この幼稚園教諭・保育士の量の確保と質の向上のための取り組み、これは都道府県としてもしっかり取り組みを進めていかなければならないと思いますが、例えば国立大学におきます定員をどうしていくのかとか、さらには非常に効果的な研修を行っていくために統一的にしっかりと国を挙げて行っていただかなければならない点などというのいろいろなあるのではないかと考えておるところでございます。こういう形でさまざまな確保方策について都道府県で記載するというのはいいのですが、国のほうでこういう策をしっかりと講じていく、そして財源的なバックアップをこういう形でやっていくのだということをしつかり明示していただく。それが一義的に重要ではないかと思っております。ぜひそのところを御配慮いただければと考えているところでございます。

いずれにしても、少子化対策の推進、子育てをめぐる環境というのは、地域の実情で全然違うわけございまして、さまざまな地域の実情に応じた対応ができるようにしていただく部分、裁量を残していただくということが本当にうまくいくためには重要だと考えているところでございます。国として、統一でやっていく部分と、裁量を残していただく部分、そこのところのバランスをうまくとっていただきますように、今この基本指針の基本的なつくりはそういう方向になっていてありがたいと思っておりますが、引き続きぜひそういう方向でよろしくお願い申し上げたいと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、尾身委員、どうぞ。

○尾身委員 東京商工会議所人口政策委員会委員の尾身でございます。意見を述べさせていただきます。

私は、第2回、第3回の本会議におきまして意見を申し述べさせていただきましたが、やはり子ども・子育て支援策を総合的に推進するに当たりまして、限られた財源でいかに効率的に進め、最大の効果を上げ、また子どもの健やかな育ちを持続的に支援できる制度とするかということは重要な点だと考えております。

この観点から、子ども・子育て支援事業の検証におきましては、事業のフルコスト、すなわち費用対効果についての検証についても行っていただくということを基本指針に明記していただきたいという意見を述べさせていただきます。

本意見の趣旨を踏まえて、「基本指針の主な記載事項とたたき台」の資料の37ページ「3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価」や、39ページ、第六「二 地方版子ども・子育て会議における子ども・子育て支援策の点検・評価に関する事項」に、私の意見を反映いただいたことは事務局の御説明でよく理解しております。ありがとうございます。

いました。

その上で、改めて2点ほど申し上げます。費用対効果の検証は、事業計画や事業の実施、すなわちPDCAサイクルが円滑に回るために必ず把握必要があると考えております。このことから、任意ではなく、事業計画の中に必ず書き込む、記載すべきであるということを政府並びに政府などの通達などによりまして周知していただきたいと改めてお願い申し上げます。

また、2点目といたしまして、国及び地方の子ども・子育て会議の検討段階等におきましても、費用対効果の検証を行政や会議の構成員の方々のみならず、事業者、利用者、そして納税者などにも開示ということを徹底していただきたいと考えております。

以上、2点、申し上げます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、柏女委員、どうぞ。

○柏女委員 ありがとうございます。淑徳大学の柏女です。

私からは、意見書の3ページのところに意見を述べさせていただいておりますので、これをもとに少しお話しさせていただきたいと思っております。

先ほど長田参事官もおっしゃられたように、基本指針は給付法たる子ども・子育て支援法に基づく告示だということで、全ての子どもを網羅することができないということは一応了解しております。その上で、他の施策との連携を重視しているということも了解しているのですけれども、それを踏まえた上で、できる限り包括的で一元的なシステムにするためにはどうしたらいいかという観点から、総論的に3点意見を述べさせていただきたいと思っております。

第1点目、子ども・子育て支援の法制度は、子どもや子育て家庭の状況に応じて、子ども・子育て支援の制度、そして障害児支援の制度、社会的養護の制度とそれぞれの舞台を設定して施策体系をつくっております。しかし、子どもは特定の舞台だけで生きているわけではありません。それぞれの舞台を行ったり来たりしています。また、本来の理念からいえば、今、議論している子ども・子育て支援の包括的な舞台の上でこそ、子どもたちや子育て家庭は生活していくということが論じられるべきであって、そこをベースにして障害児支援や社会的養護の舞台から専門家が、いわばそちらに出張して、そして支援をする、強化する、そういう方策が望ましいのではないかと考えています。

子ども・子育て支援新制度は、全ての子ども、子育て家庭を対象とするものではありませんけれども、できる限りノーマライゼーションあるいはソーシャルインクルージョンの視点で特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭を取り込んだシステムにしていくことが必要だろうと思っております。

子ども・子育て支援新制度は、いわば100人のうちの99人を包含するシステムだと言えるかと思っております。その99人が100人のうちの1人のために何ができるのか、それをしっかりと議論していくことが社会連帯につながっていくのだろうと思っております。これが1点目で

す。

2点目は、現状ではそれぞれの舞台を利用する利用方法は、舞台によって全く異なっています。実施主体も財源も異なっています。このため、制度間のトレードオフや、あるいは利用のための混乱も生じることになります。特に2つの舞台のサービスを並行利用する場合、例えば障害児支援に固有のサービスと施設型給付を並行利用するような場合ということになりますけれども、こうした場合には、より利用者に大きな負担を抱かせるものになります。

そう考えますと、より困難な課題を抱えた子どもや保護者がより苦勞しなければならない、そんな制度になってしまいがちになります。子ども・子育て支援新制度内の利用者支援を考えることも大切ではありますがけれども、他の分野も包含した包括的な利用者支援のシステムを考えていくことが大事だろうと思っています。これが2点目です。

3点目ですけれども、3ページ、4ページで各論の意見を載せております。一部反映していただき、また一部これから検討ということもあるかと思えますけれども、各論の意見は、子ども・子育て支援法に基づく告示なので基本指針に載せにくいものがあるということも承知しております。しかし、長田参事官もおっしゃられたように、指針だけが全てではない。場合によって、通知や、あるいは他の計画、さらには新規の補助事業として取り組めることもあるだろうと思っています。あらゆるチャンネル、手法を用いて、全ての子どもの最善の利益を保証する包括的で一元的なシステムをどうやったらつくっていただけるのか、その点も考えていくことが大切だろうと思っています。

以上でございます。

各論については、3ページ、4ページについて書かせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

特に最後の点は、御指摘のようなことを全て基金指針に盛り込めるかどうかというのは微妙なところもありますので、後で事務局のほうに触れていただきますけれども、私どもとしても検討いたします。

それでは、橘原委員、どうぞ。

○橘原委員 全私保連の橘原です。

本日配付されました資料1-2の論点でございます。幼児期の学校教育・保育についての量の見込みをどのような単位で設定するかという論点でございますが、この中に案として、0歳、1-2歳、3-5歳の3区分で設定することとしてはどうかとありますが、保育士の必要数など、施策の重要項目が把握できないおそれが生じるところから、3-5歳と大きくりをせず、少なくとも3歳、そして4歳、5歳と区別することが望ましいのではないかと考えております。ですから、0歳、1-2歳、3歳、4-5歳と4区分にしてはいかがなものかと考えておりますので、御検討願います。

○無藤会長 ありがとうございます。その点も検討させていただきます。

では、清原委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

資料1-2 基本指針の主な記載事項について、大きく4点申し上げます。

1つ目は、幼児期の学校教育・保育について、量の見込み、すなわち必要利用定員総数をどのような単位で設定するかということについてです。

1点目、「年齢区分の取り扱い」ですが、7ページに提案されておりますのは、原則的には認定区分にあわせて「3歳未満」と「3歳以上」で分けることが基本となるけれども、「3歳未満」については、「0歳」と「1-2歳」と分けると提案していただいています。ただいま橘原委員は、3歳以上については、3歳を独立させてはという御提案でございますが、私の立場では、少なくとも3歳未満について、「0歳」と「1-2歳」と分けていただく提案を支持したいと思います。これは配置基準等が大きく異なることから、量の見込みを判断する上でも、このような分け方が望ましいと考えるからです。

しかしながら、この点につきましても、あくまでもこのように設定するとしても、「地域の実情に応じてさらに細かい区分で設定することも可能とする」と、このこともあわせて提案されておりますので、全体的な動向を探る上で一定の目安を設定しつつも、地域の実情に応じることを明記してあるということから、この方向性は望ましいと考えています。

この点について、もう一つ、「保育の必要性の区分の取り扱い」について、意見を申し上げます。8ページに提案されておりますけれども、認定に当たっては、給付及び負担が異なってくることから、「長時間」、「短時間」といった区分が必要にはなってきます。ただし、現在、保護者の就労形態は非常に多様化しておりますし、保護者一人を時間軸で見る場合、変動要素も大いにございます。したがって、計画上は柔軟に対応できるように、「長時間と短時間を分けないことを可能とする」という方向性が提案されたことは極めて現実的であり、支持したいと思います。

大きな2つ目としまして、「幼児期の学校教育、保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期の記載方法」について意見を申し上げます。

1点目でございますが、大都市圏においては、計画上、「施設型給付及び地域型保育給付に移行できない認証保育所等の地方単独型の保育」がございますので、当分の間、過渡的にこれを認めた形で記載することを可能としてはどうかと考えます。

2点目、幼稚園や保育園が認定こども園に移行することを政策的に誘導することが求められていると思いますが、認定区分ごとに利用希望が満たされていても、都道府県が事業者の意向希望を踏まえて、一定の上乗せを計画上可能とするということも必要になってきます。したがって、「案3」が多くの委員から支持されていることも踏まえ、もちろん地方版子ども・子育て会議で透明性を担保しつつも、利用状況や意向を配慮するという都道府県の主体性、そういうことが担保された提案は意義があると考えます。

大きな3つ目、私達は全ての子どもについてできる限り望ましい子ども支援、子育て支

援をしたいと考えておりますので、今回、できる限り基本的考え方の中に「社会的養護」や「障害児支援」についても、触れられています。私は、この考え方は極めて重要だと思いますので、きめ細かくというわけにはいかないかもしれませんが、自治体の現場では、どうしても障害児支援、社会的養護の問題は大きな役割が期待されておりますので、原案に書かれているようなものは残し続けていただければと。

最後に、地方版子ども・子育て会議というのは努力義務となっておりますけれども、今回、基本方針の記載事項を読みますと、都道府県であれ、基礎自治体であれ、本当に重要な役割を期待されている会議だと考えます。したがって、今回の基本指針が示している中で読みとれることを踏まえて、多くの基礎自治体、市町村も地方版子ども・子育て会議をつくっていくことになると思います。それは審議会的要素があるのですが、ただし、基礎自治体の場合、議会の存在も極めて重要でございます、行政の立場で基本指針はできる限り細かく記載し、子ども・子育て会議の責務も確保していきたいと思いますが、あわせて、国と違いまして市長も選挙で選ばれますが、議員の皆さんも選挙で選ばれておりますので、議会の権能としてしっかりと子ども・子育ての施策について審査もされますし、予算、決算も見られますので、そうしたことも記載事項とは関係ありませんが、現場としてはありますので、基礎自治体は議会も尊重し、その上で子ども・子育て会議の機能を大いに確保しながら、利用者の声や事業者の声が反映できればと考えております。

以上です。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは、駒崎委員、どうぞ。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会、駒崎です。

ニーズ調査票について、細かいですが2点だけいきたいと思えます。

12ページの病児・病後児保育施設の間22-3です。「『1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい』に○をつけた方にうかがいます。上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか」というような問いかけですが、こちらの3番目「小規模施設で子どもを保育する事業（例：地域子育て支援拠点等）」と聞いていますが、病児・病後児保育において地域子育て支援拠点等で預かるということは現実的にはないので、なぜ聞いてらっしゃるのかなということ。

4つ目「地域住民が子育て家庭の身近な場所で保育する事業」とありますが、地域住民でなくても、例えば違うところから訪問型で来てという場合はあるので、多分訪問型を指していると思うのですが、地域住民でなくても一定の研修を受けた保育者が子育て家庭の身近な場所、これは在宅等、子どもの家など、身近な場所で保育する事業というような形で書き直されたほうが、見ている人にとってはわかりよいのではないかとことです。

テクニカルですが、以上です。

○無藤会長 わかりました。今の点も反映の方向で検討します。

それでは、小室委員、お願いいたします。

○小室委員 私は意見書を出させていただいていますので、6ページに書かせていただきました。お読みいただければわかるように書いたつもりですので、1点だけ、上から5行目あたりに書かせていただきました。

まず、上のところに書いてある3行については、この調査票をお送りになるときに、必ず各自治体が1枚の説明のペーパーをつけて送ると思うのですが、そのペーパー自体もサンプルをつくることによって、自治体ごとのばらつきがなくなりますし、保護者にとっては、そのペーパーでどのように説明されるのかということで回答するか否か大きく変わるという実感があるので、そこもおつくりいただければと思っています。

2点目に、先ほど反映いただいていたが、「この調査票が保育資格を決めるものではありませんよ」と書くべきというのと、もう一点は、「保育資格は、いつ、どのようにして決めるのですよ」というような御案内も入らないと、それ自体はいつ決めるのかということの不安が残ってしまいますので、それも一緒に周知するとしていただけたらと思います。

また、保育コンシェルジュ的な機能の周知も、できれば調査票などを送るときに、こういう相談がどこどこでできますというようなことも、ただ調査票だけを送るだけではなくて、そういった積極的な周知も同封されてはどうか、というガイドラインがあってもいいかもしれないと思いました。

また、調査票の間30-4に関しては、間30-3で包括できているので削除したほうがいいのではないかと考えております。

以上です。ありがとうございます。

○無藤会長 ありがとうございます。後で事務局から説明できる場所がありましたら、お願いします。

では、榊原委員、お願いします。

○榊原委員 先ほど柏女委員が御指摘になった点、子どもを中心に専門家のほうが出張していくような形にすべきではないかという点と、包括的な利用者支援を考えていくことが大事であるとおっしゃった点に賛成です。

子どもの施策がこれまで縦割りで行われてきたものを、子ども中心に包括的に提供する、そういった考え方もきちっと入れ込むべきだという御指摘だと思います。これは介護保険をつくったときに高齢者福祉の分野でも行われたことで、つまり、ケアマネジメントやケアプランニングといったような考え方がないと、特に自治体が行う13事業、子育て支援のそれぞれの事業がばらばらになってしまうのではないかという御懸念だと受けとめました。その通りだと思っています。

ですので、高齢者の施策のほうで取り組んできたことを見習い、例えば地域包括支援センターがあるような考え方を利用者、子ども主体にケアマネジメントを行うような考え方を市町村の取り組みとして入れていくことはできないか。子どもを中心にしたケアプランニングをしていくことができないかといったような考え方をどこかに盛り込めたらと思い

ます。

もう一点だけ。尾身委員がおっしゃった費用対効果、検証が大事であるということはそのとおりだと思います。ただ、効果というものを一体どう考えるかというところに実は大変デリケートな問題があると思っています。というのは、これまでも自治体の子育て支援を行うときに、その効果といったときに起こりがちだったのは、財政カットの効果があるかどうかといったような、サービス量がふえるかどうかの効果を割と見がちになっているような面があったのではないかと、もちろん、全ての自治体ではありませんが、これまでそういったような印象もありました。

量で見るとか、どうするのか。この場合、例えば家族政策で先進的な取り組みを行っている諸外国では、親の満足度を見てみたり、また子どもの発達のよさを子どもの幸福度の観点から、環境がどれくらい整っているかということを追跡調査までして行っている。なので、効果を一体どこに置くのかということをはきちと考えないと、ただただ量的な、または外形的なところの評価に終わってしまうのではないかと懸念があると思います。その点、子ども中心の子どもの環境の向上につながったかというような効果チェックに持って行っていただきたいと願っています。

○無藤会長 大事な点、ありがとうございました。

それでは、坂崎さん、どうぞ。

○坂崎委員 日本保育協会の坂崎です。私は資料1-2の需給調整のことについて。

何度か同じことを言っているわけですが、今回、先ほどの清原委員の意見と非常に似た考え方がありますが、今回は幼稚園、保育所等の立場から言うと、手挙げの方式になっているわけです。ですから、移行の希望、または逆に言うと移行しない希望、そういうことも踏まえて政策的な誘導に持っていかざるを得ないと思います。

市町村における子ども・子育て会議における透明性を持った考え方というものが主になると思われますけれども、そのことを尊重していただければありがたいと思いますし、今回の書かれている提案は、そのことが保証されていることだと思われしますので、ぜひ自治体の方々に浸透させていただきまして、そのことが確保されるような形で進めていただければありがたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは、高尾委員、どうぞ。

○高尾委員 経団連の高尾です。

先ほど清原委員が言われましたことで1件だけ。市町村あるいは都道府県において、地方版子ども・子育て会議を置くことに努めるということですが、例えば設置しないという決定をされた場合でも、計画の取り組み状況等について、地域の住民あるいは各事業者などに対して適切な情報開示を行っていただくということは大事だと思いますので、そういうこともつけ加えていただけたらと思います。



○無藤会長 ありがとうございます。そのとおりだと思います。

あとお二人ですね。それでは、宮下委員から。

○宮下委員 ありがとうございます。全国幼児教育研究会の宮下です。

「基本指針の主な記載事項とたたき台」の4ページ「三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」についての中で記されている内容につきましては、とても重要なことであると考えますし、また共感できるものがたくさんあります。

そこで、子ども・子育て指針の支援のための事業が実際に展開されますときには、理念と意義をしっかりと踏まえた上で実施されることを望んでおります。

2番目としては、21ページの「(三) 障害児施策の充実等」についてです。障害のある子どもの保育を充実させるためには、家庭との連携や教員の資質向上を図ることは必要なこととございますけれども、一人一人に応じた保育や教育を行うためには、そこにかかわる保育者の量的な確保が非常に大きな意味を持っていると思いますので、その点もよろしくお願いしたいと思います。

資料1-2の7ページ、利用定員のことでございますけれども、子どもの成長、発達の特徴は年齢ごとに大きく異なります。0歳、1-2歳はもちろんのことですが、3歳、4歳、5歳もそれぞれの年齢で分けるべきではないかと思えます。保育者の確保などを考えますと、大枠でくくってしまうこともいいのですけれども、やはり子どもの発達という意味を考えますと、年齢ごとに分けて考えてくださることも重要ではないかと思っています。

資料1-2の8ページ、長時間と短時間については、開所11時間というなかで、保育時間は長時間が8時間、短時間が4時間という考え方を進めていただけるとありがたいと思っています。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、先に吉田委員が手を挙げているので順番にいきます。

○吉田委員 ファザーリング・ジャパンの吉田です。

大きくりな意見ですが、子ども・子育て会議において結果的に父親がしっかりと子育てにかかわれる環境がつけられなければ意味がないと思っているので、それができる指針にすることが大事なかなと思っています。

今回、意見書を出させていただきましたが、おおむねその内容については含まれていると理解しておりますので、それについては置いておいて、調査票の中で2点ほど意見を述べさせていただきます。

一点は、問5のところですが、配偶者がいるか、いないかということですがけれども、別居という可能性がある中で、私自身は現在そうなのですがけれども、そこはぜひ配慮いただければということが1点です。

もう一点が、問30-2のところ、母親だけに聞いていますが、やはり父親の部分も必要ではないかと。昨日、ちょうど男性の育休の取得率も公表されて、0.74%落ち込みました

が、やはり抜本的な改正が必要だと思っておりますので、そういった意味でも、その後しっかりと男性がとれるという形を示していくためには、ここにちゃんと父親の部分も必須項目として必要ではないかと思っておりますので、御検討いただければと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、北條委員、お願いします。

○北條委員 意見書を出しております。細かい話も出しておりますが、積極的に修文していただいて、ありがたく思っております。

その中では、一つ、幼稚園と言いましても、認定区分のところ、こういう分け方がいいとは思いませんけれども、いわゆる2号認定のお子さんは相当数、幼稚園にはおられます。これは文科省の方は当然御承知のことだと思いますが、無視できない多数の方がおられるわけで、当たり前なのです。とっくの昔に我が国は過半数が共働き世帯になっているのに、5歳児で幼稚園にまだ60%近いお子さんが来ているというのは、そういう2号認定に該当するお子さんは相当数幼稚園にいるということを意味します。その柔軟な取り扱いはずいぶんしていただかなければなりません。

需給調整の問題も、幼稚園にとってはなかなかシビアな問題であります。需給調整の場合、前から申し上げていることの関連でいえば、保育の希望調査が再三言われるのです。保育の希望率という言葉も出てきますね。なぜ教育の希望調査がないのだと、教育の希望率がないのだということが前から疑問であります。そういう観点を入れれば、日本全国津々浦々、需要が供給を上回るころはどこにもありませんから、この問題は解決すると考えます。

基本指針でいえば一番入り口のところの話になってしまいますが、前から教育と保育の定義の問題を何度も伺ってきております。以前から保育の定義としては、児童福祉法に定める保育だということでありました。本日、1-2の資料の5ページのところで、「この資料で『保育』とは、改正後の児童福祉法第6条の3第7項に規定する保育を指す」とお示しいただきました。

その該当するところを見たのですが、これは児童福祉法上ではいろいろな概念についての定義の部分になるわけでありまして、第6条の3の第7項というのは、「この法律で一時預かり事業とは、」とあって、一時預かり事業を定義している場所であって、保育を定義している場所ではないと思われまして、したがって、児童福祉法の中に保育という定義は存在しないということになってしまいます。これは大変困ることになると思っておりますので、ぜひ解決をしていただきたいと思います。

その上で、仮に児童福祉法の中でいろいろ言っていることの全部が保育なのだということであるならば、例えば7項のところでは、家庭において必要な保育という言葉が出てまいります。家庭において必要な保育というのですから、これは当然児童福祉法上の保育ということになります。このことに関して2つ問題が出てくると思います。

一つは、従来から言われてきた保育に欠けるという概念と、保育を必要とするという概念の一体どこが変わったのか。同じならば、言葉が変わっただけというのであれば、それはそれでわかるのですけれども、どこが変わったのか、ということが一つであります。現在、まだ変わっていないですね。今後変わるということだそうであります。

もう一つは、家庭において必要な保育を受けているお子さんがいるわけです。この保育は児童福祉法上の保育でありますから、当然家庭において必要な保育を受けている満3歳以上の小学校就学前子どもという位置づけが子ども・子育て支援法第19条に位置づけられることが必要なはずであります。

もう一つ、今のをイとすれば、ロとして、家庭において必要な保育を受けている満3歳未満の小学校就学前子どもというものも同じく位置づけなければならない。こういう位置づけをしませんと、このたびの子ども・子育て支援法第1条の目的、第2条の基本理念に反することになると思いますので、御説明をいただきたいと思います。

「基本指針の主な記載事項とたたき台」の6ページのところで、いわゆるワーク・ライフ・バランスが出てまいります。四の箱の中、3つ目のパラグラフ、「事業主において、」の2行目「長時間労働の是正、」の後に「出産後3年間の」という語を挿入していただきたいと思います。

14ページ、先ほどちょっと触れましたけれども、ここに保育利用率の設定ということが出てまいりますので、教育利用率というものもぜひ設定していただきたいと考えます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。後で事務局からまとめてお答えできるところをしていただきますが、ほかに。荒木委員、佐藤委員。

まず、荒木委員から。

○荒木委員 全国国公立幼稚園長会の荒木です。

1点だけ、私の意見を述べさせていただきます。

今、いろいろ年齢区分のところが出ておりましたけれども、資料1-2の年齢区分の取り扱いのところでは、今回出されました案、0歳、1-2歳、それから3歳以上というところの区分が大変わかりやすいと感じております。3歳以上学校教育というところで一つくりもありますので、この前は3歳以上と3歳未満という話がありましたが、0、1、2というところをまた丁寧に分けるということは大変柔軟な考え方と配置基準のところでも大きな影響があると思うので、この案に大変賛成しております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○佐藤会長代理 簡単なことで確認です。資料1-2のニーズ把握のところ、事務局の案では8ページ、長時間、短時間の働き方の区分はしないということだったのですが、先ほど御質問があったように、もともと長時間というのは通常勤務なのです。長い時間とい

う意味ではないので、いいですね。短時間は通常より短いということなので、別に長時間は間違いで、通常勤務です。ですから、調査票の5ページの間12も、フルタイムは通常ということですね。短時間はそれよりも短いという理解でいいかどうか、確認です。

もう一つは、通常勤務と短時間を分けないとすると、調査票でも聞かなくてもいいのかなという気がするのだけれども、調査票では通常勤務と短時間は聞くのですか。その兼ね合いがどうなっているのかを教えてくださいと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、ここで切らせていただいて、事務局からお答えできる範囲でお願いしたいと思います。

○長田参事官 事務局から、内容によりまして分担してお答えしたいと思います。

まず、私のほうから、総括的な部分を中心にお答えしたいと思います。

奥山委員からいただきました、妊娠期からの切れ目のない支援との関係から連携についても記載すべきではないかということにつきましては、その表現を工夫したいと思います。

なかなか調査だけでは酌み取れない部分をいろいろ補っていく必要があるのではないかと御指摘に關しましては、若干細かいのですけれども、具体的な案文の中で、利用意向調査等と表現しておりまして、この利用意向調査に必ずしも限られないということを示しております。

ただ、具体的な内容というのは、まさに各自治体の中で御判断をいただくべきことかなと思いますので、指針上、そこを余り細かく書き過ぎるのもどうかという気がしておりますので、一応「等」というような形の程度の表現とさせていただきます。

尾崎委員からいただきました四半期ごとということに關しましては、一応我々のイメージ感といたしましては、秋ぐらいから調査をしていただきまして、年末ぐらいに調査結果を取りまとめ、年度末までに量の見込みを立てていただく。さらに半年後ぐらいには確保方策をつくっていただく。そういったしますと、大体3カ月ごとぐらいのところでは一定の計画策定上の節目というのが来るのかなと考えております。そういうことをイメージしておりまして、そう考えますと、大体四半期ごとを一つの目安にさせていただくのはどうかと思っておりますが、そういった考え方を念頭に起きつつも、地域の実情との兼ね合いを表現上は少し工夫してみたいと思います。

尾身委員、榊原委員から費用対効果についての御意見をいただきました。費用対効果につきましては、その重要性はまさに御指摘のとおりでございますが、あとは法律レベルで明確に義務とされているものとそうではないものという兼ね合いの中で、今後、基本指針だけではなくて、いろんな通知なども含めて考え方を砕いてお示していくこととなりますので、そういったいろいろ工夫する中で重要性をしっかりと強調していきたいと思っております。

同様のことが、高尾委員から御指摘いただきました、地方版子ども・子育て会議を設置していない場合でもしっかりと情報開示が重要だといったことも織り込んでいくことが考えられるのかと思っております。

柏女委員から御指摘をいただいた点については、考え方としては、まさにおっしゃる通りだと思います。まず、指針の中でこういった形でそこを表現し、また各自治体あるいは現場にどう浸透させていけるのかということと、個別具体施策の展開の中で、例えば13事業だとか、利用者支援事業の中でやる、そのあたりは今後具体的に議論をしていただく部分でございますので、今すぐ即答はできない部分でございますけれども、そういった視点をしっかりと視野に起きながら考えていければと思っております。

ニーズ調査についての設問にかかわる幾つか御意見をいただきました。その点につきましては、本日いただいた御意見を踏まえて、さらに文言の適正性でありますとか、必要性を精査したいと思っております。なお、育休についての設問が重複しているのではないかという御指摘を小室委員からいただきましたが、その点に関しましては、前の問というのは、勤務先の制度の中でどれぐらいとりたいかということと、それを抜きにしてとりたいかということと、一応そこのデマケをつけております。当初の案では、そこが確かに御指摘のとおり整理されておりましたので重複感があったわけですが、一応重複はない形で整理させていただいていると理解しております。

北條委員から御指摘いただきました2号認定のお子さんの存在ということは、まさにおっしゃるとおりでございます。これまでの今後の必要量の把握に当たっては、特に足元の現状の利用実態の中では、幼稚園における預かり保育の実態でございますとか、認可外保育所の利用状況、そういったものをしっかり把握して、いわゆる潜在需要をしっかりとつかむということの必要性、重要性を繰り返し自治体にもお伝えしておりますし、今後もそのようなことで対応していきたいと思っております。

とりあえず、私からのお答えとしては以上でございます。

○小室委員 ごめんなさい、先ほど私のものは番号を間違えていたので。30-4と30-5ですので、1ずつ間違えていますので、訂正をお願いします。

○無藤会長 では、お願いします。

○橋本保育課長 それでは、私のほうから少し補足させていただきます。

先ほど清原委員から、大都市部で自治体がそれぞれ取り組まれている認証保育所を初めとする、そういった保育施策につきましても、こういった中で位置づけを与えていってはどうかというお話をいただきました。

本日の資料の中で申し上げますと、資料1-2の9ページ、2-2の関係で表がございますが、その下の注の中で、色はついておりませんが、※印で、「当分の間、上記に加え、市町村又は都道府県が財政支援等を行っている認可外保育施設等による提供体制の確保について記載することも可能」という記載をさせていただいております。

こういった事業につきまして、今回取り組んでおります待機児童解消加速化プラン等を活用いただいて、積極的に認可施設、認可事業のほうに移行していただきたいと思っておりますけれども、当分の間、こういった取り扱いもしてみようかと考えているものでございます。

あと、北條委員から保育の定義についてのお話をいただきました。北條委員から御指摘をいただきました改正後の児童福祉法の規定でございますけれども、第6条の3の中に第7項という規定がございます、この中で御指摘いただきましたように、一時預かり事業についての定義規定がここに置かれております。この法律で一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、厚生労働省令で定めるところにより云々という規定がございます。ただ、この一連の条文の中で、保育というところにつきまして括弧書きを開きまして、養護及び教育を行うことをいう。教育というところにつきまして、学校教育を除くという括弧書きをさらに加えておりますが、こういった規定を置いておまして、つまり、保育というものが養護と教育を行うことという形での定義をこの中で行っているということを示すものでございます。

この規定がここのところに置かれておりますのは、実は児童福祉法第1条から順に見ていきますと、保育という言葉が最初に出てくるのが第6条の3の第7項でございます、通常、法令の中では最初に言葉が出てくる場所で定義を行うというのが通常でございます、こういった書き方をしているということでございます。

あと、保育に欠けるということと、保育の必要ということとがどのように違うかという御指摘がございました。保育に欠ける、保育の必要ということについて、私の理解では、基本的に大きく概念の違いが生じるということではないと考えております。ただ、この後の議題にもございますように、保育の必要性の認定の中で、具体的にどういうケースが保育を必要とするのか、現行の考え方と全く同じでいいのかどうかというところについては、一定程度の議論があると思っておりますし、これまでもそこのところの議論はされてきていると思っております。

法律の条文上の書き方でいきますと、現行の児童福祉法の第24条第1項の中で市町村は保護者の労働または疾病その他の政令で定める基準に従い、条例で定める事由により、その看護すべき乳児、幼児または第39条第2項に規定する保育に欠けるところがある場合においてと書かれております。改正後の第24条第1項の規定の中では、市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法に定めるところにより、保護者の労働または疾病その他の事由により、その看護すべき乳児、幼児その他の児童について、保育を必要とする場合において云々となっております。保育所の機能、保育の機能をここで定義しているわけでございますけれども、ここのところで考えている保育の必要、あるいは保育に欠ける事情の幅につきまして、例えば前回から議論が出ておりますような、求職中の取り扱いですとか、就学の取り扱いですとか、同居親族がいる場合の取り扱いですとか、幾つか議論すべき論点があるだろうと思っておりますけれども、基本的な物の考え方として大きく変わるものではないだろうと考えています。

あと佐藤会長代理からお話をいただきました長い、短いというところの考え方でございます。実はこの議論の出発点にしております子ども・子育ての新制度につきましての基本制度を議論いただきましたときの考え方といたしまして、長い時間と短い時間の2区分を、

一つは、主にフルタイムの就労を想定した利用、もう一つは、主にパートタイムの就労を想定した利用という考え方になっておりました。本日お配りしております調査票のイメージの中で開いていただきますと、例えば問12のところではフルタイム、パート・アルバイト等という形で区分し、フルタイムが週5日程度、1日8時間の程度の就労という括弧書きがされております。パート・アルバイトのところにつきましては、フルタイム以外の就労という形で書いてございますけれども、基本的には基本制度を定めたときの考え方を踏まえて、こういった調査票のつくり方をさせていただいているということでございますので、先ほど佐藤会長代理のほうから、通常の勤務時間ということとそれ以外ということでお話しいただいたのと考え方としては同じであろうと考えております。

○無藤会長 事務局のほうはよろしいですね。

北條委員、簡単をお願いします。

○北條委員 済みません、ありがとうございます。大分わかりました。

確認でありますけれども、そうしますと、家庭において保育というのは、保育の概念として正しいということによろしいわけですね。

○無藤会長 どうぞ。

○橋本保育課長 保育というのは、要するに子どもを育てていくという営み全体を指す言葉だと思いますけれども、それが家庭において行われるということがまず基本にあり、それが一時的であれ、あるいはそういった就労等の事情により、困難な場合において、ほかの方が替わって保育を行うという考え方です。

○北條委員 そういうことを伺っているのではないのです。だから、保育の定義の中に、家庭における保育は含まれるのですかということ伺っています。

○橋本保育課長 それは、概念上としては含まれていると思っています。

○北條委員 ありがとうございます。よくわかりました。

○無藤会長 これは私の意見ですけれども、学校教育法でも保育はもちろん使っておりますので、保育というのは子どもを育てるという広い意味で使っておりますけれども、この子ども・子育て会議ですと議論しているときの保育の必要性と言っているのは、家庭外でお子さんを預かる必要があるとき、もう少し具体的、特定の意味で使っているかと思っております。

どうぞ。

○北條委員 無藤先生のお言葉ですけれども、そういう定義はどこでなされているのですか。

○無藤会長 そうですね。私が問答してもあれですが、単に私はそう理解していたのですが、何か違いますか。法令的などところまでは事務局にお答えしていただくしかありませんけれども、実際問題として、保育の必要性の認定とか、保育所等で預かるというときに、今日の資料などでも保育とか学校教育と使っておりますけれども、それは非常に具体的に実際的には私が申し上げたようなことを指しているのかと、極めて実務的に申し上げただ

けです。法令的なところは何かありますか。

○竹林幼児教育課企画官 法令上の整理だけ、先ほど橋本課長からもお話がありましたけれども、保育という2文字の言葉だけ限れば、幅広く子どもを育成する環境、幅広い概念であって、場所として家庭で行う保育もあるし、保育所で行う保育もあるし、保育という2文字の言葉だけでいえばかなり広い概念でございます。その上で、保育の必要性の認定とかで使っている保育というのは、保育という営みを先ほど保育課長のほうから、児童福祉法24条の紹介がありましたけれども、保護者の労働であるとか、疾病その他の事由というような、どういう事由があって看護すべき乳児や幼児、その他の児童について家庭では保育ができない状態になっているかということに要するに事由などで場面を限定して、そういうものを保育所で保育するということなのです。

ですから、保育という2文字の単語だけを指す範囲でいえば、これは保育所で行われる保育に限られずに、家庭における保育もあるし、一時預かり事業も保育でございます。その上で、ずっと議論されてきた保育の必要性と言っているようなときの保育というのは、場面が限定された保育ですので、それは無藤会長がおっしゃっているような言葉で使われていると思います。

○無藤会長 課長、どうぞ。

○橋本保育課長 1点補足させていただきます。

北條委員が念頭に置かれているのは、恐らく子ども・子育て支援法の第19条の中で、1号、2号、3号という形での認定をしますので、そのときに保育の必要な子、保育の必要な子以外という形で区分していることを念頭に置かれて言われているのだと思います。

子ども・子育て支援法の第19条の中の保育の必要な子どもとして書かれております第2号の子どもについての定義で申し上げますと、「満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの」という書き方がされております。つまり、保育ということ自体は家庭であれ、保育所であれ、そういった場であれ、同じ用語でございますけれども、要するに家庭において必要な保育を受けることが困難な状態ということで認定を受けているという趣旨のものが第2号の認定でございます。

○無藤会長 ということですか。まだあればどうぞ。

○北條委員 済みません、ここは極めて重要なところですから、はっきりさせていただきたいと思います。

私は、子ども・子育て支援法第7条の第3項での保育の定義を問題にしているのです。ここの保育の中に家庭における保育は入るのかという質問をしたところ、先ほど入るというお答えをいただいたわけですが、したがって、それを前提とするならば、この法律の第1条、第2条の規定によって、先ほど私が申し上げたように、家庭で保育を受けている子どもも支援の対象にきちっとしないと公平性が担保出来ないのではないかと申し上げているのです。



○無藤会長 どうぞ。

○橋本保育課長 私が答えるのが適切かどうかはありますが、まさにそういった形での支援を例えば計画の中でも今日の資料1-2の例えば9ページのところにございますが、0-2歳の子どもの中でも、そういった1号、2号、3号といった認定に当てはまらない子どもに対しましても、地域子育て支援拠点事業ですとか、一時預かり事業ですとか、こういったさまざまな支援は必要でございますし、それはそれでこの法律に基づく形で推進していくというのが法律の枠組みであろうと考えています。

○無藤会長 ということでよろしいでしょうか。

○北條委員 納得はしませんけれども、これ以上とめてもいけませんから。

○無藤会長 では、とりあえずのところは、そのような御理解をよろしく願いたいと思います。

それでは、次に、「保育の必要性の認定」及び「確認制度」につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○橋本保育課長 それでは、お手元の資料2と資料3をご覧くださいと思います。

まず、資料2ですが、保育の必要性の認定の関係の資料でございます。

前回までに御議論いただきました中身に加えまして、今回、前回いただいた御議論を赤字のアンダーラインを付した部分でつけ加えさせていただいております。

4~5ページ、保育の必要ということの理由、事由の部分ですけれども、その中の最初の論点でございます同居親族等による保育につきましての論点でございます。この中で、前回いただいた御議論といたしまして、主な御意見のところを書き加えていますが、現在も65歳以上の方々については、同居親族としては取り扱わないといった工夫をされているといった御意見をいただきました。また、待機児童が多い地域におきましては、こういった要素を入所判定上、最終的には加味せざるを得ないということも事実であるということも御意見としていただいております。

前回、基本的には保護者本人の事由により判断することを基本としてはどうかといったことの対応案を書かせていただいたわけですけれども、前回いただいた御意見等踏まえまして、その上で、同居親族等の支援を受けられない保護者との関係を調整指数における減点など、優先度上の取り扱いを考慮する仕組みとしてはどうか。その際、高齢者や要介護など、同居親族の心身の状況もあわせて考慮することとしてはどうか。こういった形で少しつけ加えさせていただいております。

6ページ、7ページ、就労というところにつきまして、基本的に全ての就労を対象として考えているわけですけれども、※印の2つの目の部分をつけ加えさせていただきました。就労の形態につきまして、通常、居宅外での労働が一般的ですけれども、居宅内で就労する場合もございます。当該児童を離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としているという、「状態」という字は「常態」の誤植でございます。

これも国の通知上示しており、自営業や在宅勤務などについても、対象とされております。

す。こういったことが通知上、示されているところでございます。

その次の③の就労以外の事由につきまして、前回、求職に加えまして就学といったこと、あるいは女性研究者を例にとりまして、研究といったこともお話しいただいたと思います。こういったことを書き加えさせていただきますとともに、起業する場合の準備期間といったところも御意見いただいたところでして、それもつけ加えさせていただきました。

あと近隣の市町村によって基準が異なり、アンバランスとならないように配慮すべきではないかという御意見もいただきましたので、こういったものをつけ加え、検討に当たっての視点のところでございますけれども、各市町村における取り扱いの平準化や広域利用時の対応を考慮して、これらの事由については、なるべく明記する方向で検討してはどうか。特に求職活動や就学については、明記することとしてはどうか。こういった前回出ました御意見を踏まえて、少し方向性も書き加えさせていただいております。

7ページ、一番下のところですが、第2子を出産したというケースの取り扱い、育児休業したときの第1子につきまして保育所の退所を求められるということについての御意見をいただいたわけでございます。この御意見を踏まえまして、例えば第2子の出産時に育児休業を取得した場合、現行では第1子が次年度に小学校入学を控えるなど、環境の変化に留意する必要がある場合などは継続入所を可能としているが、これについてどう考えるかといった論点を少し提示させていただきました。

8～9ページにかけまして、こちらは先ほど御説明いたしました、長い時間、短い時間の区別の点でございます。これにつきましても11時間あるいは8時間等々の時間を具体的にお示しした御意見を頂戴いたしましたので、その辺を書き加えさせていただいております。

9ページの一番下には、30～34歳の女性の正規雇用者あるいは非正規雇用者の就労の実態につきまして、少し統計を書き加えさせていただいております。

10ページ、囲みの中でございますが、こういった状況を踏まえて、少なくとも両親ともにフルタイムで就労する場合、またはそれに近い場合は「長時間利用」とすることを基本とするか。また、「長時間利用」の場合、保育の利用に当たっては、現行の保育所の開所時間を利用可能な時間帯としておおむね保障していくこととするかといった方向性を少し書かせていただいております。

先ほど御意見いただきましたように、長時間という言葉がふさわしいかどうかというところは少し御議論あるかと思っておりますけれども、こういったところで書かせていただいております。

少し後ろに飛びまして21ページ、認定をするときの「短時間」の下限のラインでございます。このところにつきまして、前回、この囲みの中に御意見を書かせていただきましたが、その下の検討に当たっての視点の中の2つ目の○の中で、現在の保育所の利用者の方々の就業状況。例えば就業日数に関しては1週当たり4日以上、または就業時間に関しては1日当たり4時間以上が過半数近くを占めている。あるいは認可外施設の利用者の場

合には、その下にございますような状況でございます。

こういった状況を踏まえまして、このページの一番下のところですがけれども、上記のような非正規雇用の保護者の就労状況を念頭に置いて、月当たり何時間にするか、今後またさらに検討していただきたいと書かせていただいております。

さらに24ページ、論点③といたしまして、現行制度との関係、連続性の問題でございます。先ほどの長時間、短時間の区分に生じて線引きすることに伴いまして、そのところでの取り扱いの一定の経過的な取り扱いの必要性、あるいは下限のところのラインの引き方によります経過的な対応の必要性、こういったことにつきまして、主な御意見というところで書かせていただきましたが、保護者の実態はさまざまございますので、この新制度を境に利用できなくなることがないように、柔軟な対応について配慮すべきといった御意見をいただきましたので、これを書かせていただきました。

優先利用につきまして、その下にございますが、御意見といたしまして、同じ保育所に兄弟、姉妹が一緒に入れないということも御意見としていただきましたので、それも書かせていただいております。

最後に28ページのところですが、利用調整の御意見といたしまして、復帰の時期との関係で、余り時間がないと、企業側にとっても保護者にとってもなかなか厳しいという御意見、あるいは市町村のほうで利用調整を行うということの中でたらい回しにならないようにする必要があるということも御意見としてありましたので、そのあたりを書き加えさせていただきます。

資料3の確認制度でございますけれども、前回、こちらについて余り御議論いただく時間がございませんでしたので、余り書き加えているところはございません。もう一回、復習の意味で少し振り返っていただきますと、2ページのところに、確認制度上の論点といたしまして、表の中にごございますように利用定員ですとか、運営基準、業務管理体制、情報公表、こういった要素があるということを申し上げました。この運営基準の中につきまして、特に財務ルールですとか撤退ルール、事故発生時の対応など、こういったところできちんと検討すべきといった御議論をいただいておりますので、そこを書き加えたものでございます。

7ページ、利用定員の設定方法の論点の1つといたしまして、施設型給付の対象となる施設についての最低数をどうするかでございます。20人を原則としながら、幼稚園につきましては現行も最低数はございませんので、そういったものについて幼稚園については特別に20人ということは規定しないということかどうかという案を書かせていただいております。

8～9ページ、子どもの年齢との関係。先ほど計画上の取り扱いということにつきまして、いろんな立場からの御意見をいただいたところでございます。ここにつきましても、いろいろな御意見をいただいているところでございますが、各歳ごとということも御意見としてございますし、少し0歳、1～2歳、3歳、4～5歳という区分、あるいはもっと

大ぐくりな形、いろんなパターンがあり得るかと思っております。ここについてもまだ余り方向性ははっきりしていないように思います。

9ページのところで長い、短いという区分との関係でございます。ここにつきましても、まだ具体的な方向性が出ているような段階ではございませんが、一定の論点として書かせていただいております。

11ページ、論点2とございますように、定員割れが恒常的に生じているような場合の利用定員の設定の考え方。

逆に12ページ、論点3といたしまして、恒常的に定員超過が生じている場合の取り扱いをどう考えるか。いずれにつきましても、まだ本格的な御議論をいただいていると思いません。

ただ、定員超過のほうの考え方につきましては、13ページの一番下のところにほかの施設が撤退したような場合に、その子どもを受け入れるというときは例外的な取り扱いが必要ではないかという御議論をいただいておりますので、そのところを書き加えております。

15ページの下のところ、保護者の就労状況が変化したときの対応につきまして、一定の例外ということを書かせていただいているわけですが、認定こども園はもとより、こういった両方の定員区分を持っておりますので、そういったところに対して柔軟な対応をしているので、そこを損なわれないようにすべきという御意見をいただきましたので書き加えております。

最後に16ページ、情報公表。この制度の取り扱いの中で重大な事故情報なり財務情報、こういったものはきちんと公表を行うべきという御議論をいただいておりますので、これも書き加えさせていただきます。

資料の説明は以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明につきまして、御意見等、挙手をお願いしたいと思います。

今、先にまた人数をざっと見たいと思います。わかりました。

今度は吉田委員のほうから順番にいきましょう。

○吉田委員 情報公表のところ、1点です。

○無藤会長 資料ナンバーとかページをおっしゃっていただけますか。

○吉田委員 資料3 確認制度の一番最後「情報公開」のところ、ここにあげられた開示項目以外にも、保育サービスについて保護者へのアンケート調査結果等をまとめたもの、例えば第三者評価だとか、または自己評価などの結果について保護者が選択するうえでの考慮材料となるような「品質評価」を追加してはどうかということの一つ意見として述べさせていただきます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、次に古渡委員、よろしいですか。

○古渡委員 全国認定こども園協会の古渡です。

保育の必要性の認定についての28ページ、29ページの件ですが、29ページの図をいつも見ていると、どうも認定こども園のもともとの大切だった直接契約の観点が非常にあいまいに抜けてしまったのではないかという感じがあります。

例えば新幼保連携認定こども園がそうなのか、認定こども園全体がそうなのかという観点も考えなくてはいけないと思うのですけれども、もう一つは、待機児童が非常に多いという場合であれば多分やむを得ないと思うのですが、例えば待機児童が全然ないような場所、または今まで直接契約で本当に信頼関係を持ちながらやってきた認定こども園としましては、逆にこの辺をどういうようになさっていくのがベストなのかと考えているところ です。

ですから、例えば確認制度についての15ページにもありましたように、保護者の就労にかかわらず柔軟に対応してきたのも認定こども園だと思っておりますし、今回の基本指針の中でもありましたように、子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携・協働という非常に大事な言葉があったと思いますけれども、我々としまして、認定こども園としてどういうように協働体制をとっていくかという観点もここに含まれるかとは思いますが、利用手順についてもう一度御検討をお願いできればと考えております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、菅家委員、どうぞ。

○菅家委員 前回も申し上げましたけれども、先ほど佐藤会長代理からもありましたが、「長時間・短時間の区分」についてどうしても理解できず、これをどういうふうに考えればいいのか本当にわからないものですから、また発言させていただきたいと思います。

まず、現状でありますけれども、例えば資料2の6ページに就労についての規定が書かれていまして、「フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など、基本的にすべての就労を対象とする。」とあるわけです。また、ただし書きで、「一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く。」とあります。まさにこれが現状の考え方、取り扱いだと思うわけでありまして。

したがって、一時預かりで対応可能な場合を除くという、この場合だけ唯一短時間の就労を除くと書かれてあるわけです。要するに、この場合を除いて、それ以外のパートタイムもフルタイムも、労働時間の長短にかかわらずなく保育の対象として認定し、保育を提供しているわけです。さらに申し上げますと、就労時間の長短で保育時間が違うというようなことはしていないわけです。基本的な8時間という保育時間の枠の中で、労働時間にかかわらず保育を提供しているというのが現状であるわけですし、私は、この現状がまさに正しい姿だと思っております。もっと申し上げれば、「短時間の就労は除く」という場合の短時間というのは、一時預かりという別途のサービスでもって対応できる場合はこれで

対応するけれども、それ以外については基本的に保育所で対応するという考え方が貫かれているわけです。なぜこのことを基礎にしないのかということが疑問の第一でございます。

こういうように書かれていながら、次の8ページの「(1) 現状等」の2点目の○に、「新制度における…」と書かれていて、最後に「『長時間』（主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間の開所時間に相当）及び『短時間』（主にパートタイムの就労を想定）」と、また違う概念が突如出されているわけです。

それらを想定して「2区分の保育必要量を設けることになる」と書かれてあるのですが、これがよくわかりません。なぜこういうことになるのでしょうか。先ほど私が現状で説明した就労の状況と保育の扱い、一時保育も含めて、そういう現状があって、なぜ新制度において労働時間の長短によって保育必要量を違ったものとして設けることになるのでしょうか。そのことをまずきちんと説明していただきたいと思います。

そうしないと、長時間・短時間の概念の乱れや、現状との不都合とか、いろいろなことがごちゃごちゃになって出されているわけですし、制度をどのようにしていくかということについて、なかなか議論の出発点に立てないというのが前回から私が申し上げていることでございます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。今の点は後で事務局のほうからまたお答えいただきたいと思います。

それでは、佐藤秀樹委員、お願いします。

○佐藤委員 全国保育協議会の佐藤です。

まずは、認定の区分のことについてです。前回のときにも質問したのですが、1号認定子どもは現行で言うと幼稚園を利用する3歳以上の子どもですが、満3歳の誕生日が属する月から適用できるという御回答だったと思います。

その中で、いわゆる学級編制という考え方でいくと、幼稚園と新幼保連携型認定こども園は法に定める学校になりますから、新幼保連携型認定こども園にも学級編制という概念が導入されるわけですね。資料2の27ページ「4. 認定方法その他について」において、認定期間、3号認定から2号認定への切替は職権変更と書かれています。ここは多分、3号認定という満3歳未満の子どもたちのうちの3歳になった子どもたちは、自動的に2号認定にすると読みとれるわけです。

そうすると、新幼保連携型認定こども園にいて、昨日まで3号認定の2歳児だった子が、3歳の誕生日を迎えたら、2号認定になって、そして学級編制を適用することができるかと読みとらなければいけないということなのか。このことは、これから市町村がニーズ調査して、量の見込みを決めていくときに、その把握する項目や、調査票のイメージの中には見えてこないのです。実態が少ないとはいえ、この幼稚園という制度と保育所の制度の中の違いをどこかで整理しないと、後々まで課題を引きずるのではないかという気がするのです。小学校は満6歳を超えた4月1日付をもって学齢児童という位置づけがあります。

でも、今回の場合は学齡幼児というような位置づけがなく、2歳児の子が満3歳を迎えれば最長約2年近く3歳児クラスに在籍する、このところを整理しなければ、3号認定から2号認定への切替が職権変更ではなかなか理解されにくいのではないかとということと、学級編成上の適用についても少し齟齬が生じるのではないかとということが懸念されることです。

もう1点は、いわゆる短時間、長時間については、資料2を見ている限りでは、短時間は、基本利用と言ってもいいのかもしれませんが。それは、就労形態別の保育所の利用状況を見ていけば、7～8時間はパートタイムで働いている方も利用しているという実態があるので短時間は8時間であるべきではないか。そして、長時間は11時間の開所時間を利用できるという設計をしているのであれば、11時間であり、その時間での認定がされるべきではないかと、思います。

○無藤会長 ありがとうございます。今、事務局からお答えできるところは後でさせていただきます。

次、榊原委員、お願いします。

○榊原委員 1点、確認制度のほうの最後のページ、一番下のところに主な意見で書いていただいています重大な事故情報や財務情報については公表を行うべきではないかと、この点について私はそう思っておりますので、改めてということです。

特に重大な事故情報のほうは必須だと思っています。というのも、質の高い保育、教育を提供している施設かどうか、どこでチェックをするのかということと、第一のチェックポイントは、安全が高度に確保されているのかどうかということになるのは間違いのないわけですけれども、例えば私の取材で自治体が独自に提供している保育所について、基準が認可保育所とは違うので、一体どれぐらい事故が起きているのかということ調べようとしても公表されていなくてわからない、誰も検証していないということが起きていて、非常に驚いたということがあります。

なので、重大な事故、特に死亡に至ったり、大きな後遺症が残ったりというような事故については、もう速やかに市町村に報告を義務づけることと、市町村がそれを受けて、重大なものについては都道府県で一括して検証するようなシステムに上げるというようなシステムとあわせて、情報公開の項目の中に、そういった情報についてきちっと載せさせるということをインプットしていただきたいと思っています。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、小室委員、どうぞ。

○小室委員 意見書の6ページにも書かせていただきましたが、資料2「保育の必要性の認定について」の5ページの下赤い文字で書いてある下から3行目のところで、同居の親族がいる際の保育の必要性の認定ですけれども、ここで調整指数における減点などで考慮すればどうかという案もあるのですが、私としては、首都圏においては減点になった瞬間にほぼ入れないことを意味しますので、やはり親の同居の親族の就労状況や、要介護状

態の有無にかかわらず減点もされないほうがよいと思っております。

これは先ほどから出ている長時間、短時間の件についてですが、検討段階でも長時間という言葉を使わないほうがいいのではないかと考えています。この議論、途中経過をずっと見守っているママ友などが長時間とかと言われていたとすごく悪いことをしている感じがするよねというので、これは普通の時間のことだよねというので意味がわからないと言われてまして、長時間のほうが普通で、短時間はパートらしいよと私は一生懸命説明したのですけれども、言葉としてもイメージが悪いですし、やはり実際を示していないので、検討段階から変えたほうがいい。

菅家委員がおっしゃっていたのと同じように、私はこれを分ける意味がやはりまだわかっていないという形です。

以上です。お願いします。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 駒崎です。

意見書を出させていただいておりますので、それをもとにかいつまんで2分以内で説明したいと思います。資料2「保育の必要性の認定について」の4ページに当たる部分です。

「1. 『事由』について」で述べさせていただきたいと思います。

現行の保育に欠ける要件において4つ目「同居の親族を常時介護していること」という項目があります。これは一般的に自治体の窓口等においては、高齢の親の介護と解釈されています。しかしながら、ここにおいて例えば第1子が慢性疾患を抱えていて、病院での付き添いやあるいは在宅看護が必要な場合、第2子を保育所に預ける必要性はもちろん出てきてしまいますね。また、さらに同様に、第1子に障害を持っていて在宅介護しているような家庭の場合、第2子の保育ニーズは出てきます。ですので、こうした慢性疾患を持っていたりであるとか、障害を持った子どもたち、そして家庭を十分に支えられるような新制度であってほしいと思いますので、この文言を誤解なく表記させていただきたいと思います。

例えば、「同居もしくは長期入院、入所している親族（高齢の親、祖父母、慢性疾患や障害を持つ子どもたち）等を常時介護あるいは看護していること」みたいな形で、きちんとそうしたマイノリティーの子どもたちが自治体の解釈によって漏れこぼれないような表記の方法をしていただければと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。その点も考えたいと思います。

では、清原委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長、清原です。

「保育の必要性の認定」について2点、「確認制度」について2点、意見を申し上げます。



「保育の必要性の認定」については、4ページ以降、事由について整理がされ、5ページに、まず新制度では、「保護者本人の事由により判断することを基本としてはどうか」。また、各委員の御意見を反映していただきまして、「同居親族等の支援についてもきめ細かく配慮すること」。また、テレワークやスモールオフィス、ホームオフィスなど、「在宅勤務」も配慮すること。また、「求職中」のみならず「就学や研究を含む」というような明示をしていただいていることは望ましい方向性だと思います。

したがって、事由については、これまで御提案いただいておりますように、できる限り地域による差は生じることがあるかもしれませんが、標準的な項目について明示をしていただく方向性を支持したいと思います。

「保育の必要性の認定」についての2点目の意見ですが、先ほど来、「長時間」、「短時間」という分け方について大変重要な御指摘がありました。私も、いわゆる就労時間8時間を想定し、それに通勤、通学時間等を含めて「標準時間」について10ページに11時間としてはどうかと一つ示されています。私も「標準時間」として11時間の保障という方向性を支持したいと思います。どうしても都市部では13時間まで考えておりますけれども、基本としてそれがあつたということは重要だと思います。

関連して、短時間の下限の設定について意見を申し上げたいと思います。23ページの図では、調査をしていただいた場合、1月当たりの平均下限時間をとっている市町村について、半分ほどが64時間、4分の1ほどが48時間とあります。これは母数が少ないわけですが、しかしながら、64時間としている市町村が多いことから、ひょっとしたら、その設定が下限の時間になる可能性があるため、三鷹市としては、「おおむね週3日、4時間、48時間」ということも設定している立場から、そのような時間の趣旨をお話したいと思うのです。今回、「保育に欠ける」という要件から、「保育を必要とする」という要件へ拡充すると趣旨が明記されました。したがって、今まで少し遠慮されていた方も、「求職」とか「就学」とか、そういうことで比較的自分からの事由を出せるようになった場合、やはり短時間の下限をどのぐらいに設定するかというのは重要な基準になるかだと思います。

もしこれを余り長い時間にしてしまいますと、待機児を潜在化させてしまう可能性もありますし、これは待機児童数の算出方法そのものにかかわってくるかもしれませんが、先ほどの同居親族等による保育や、あるいは同居親族の介護の必要性などの観点からも、慎重に単時間の下限については今後検討していただければと思います。

急ぎ、「確認制度」について意見を2つ申し上げます。

1つ目は、今回は確認制度について、特に定員の考え方を中心にということで資料をおまとめいただきました。そして、その中で、定員については、7～8ページにかけてですが、7ページにおいて施設型給付の対象施設のうち、保育所と認定こども園の利用定員は20人以上、そして幼稚園については最低利用定員を設けないということを提案され、地域型保育事業との区分も踏まえてとあります。一定の検討の出発点として、この考え方は意義あることと思いますが、新制度では、既に認可保育所を認定している事業者以外の新た

な事業者の参入も想定されます。したがって、その認可の際に、認可権限を有する都道府県がしっかりと認可基準に照らし合わせて実施し、国が定める基準を踏まえて、市町村が条例として策定した運営基準に基づいて、安心して給付の対象となるということを市町村が確認できるようにする必要があります。

したがって、一つの出発点として、7ページの事柄をまず指示して、これから先に精査していただければと思います。

「確認制度」についての2点目です。今日、お示しいただきました2ページに、「運営基準及び業務管理体制」については、今後、子ども・子育て会議基準検討部会でしっかりと議論していただくと、子ども・子育て会議とのすみ分けが示されています。そこで、基準検討部会でこういう点をきちんとしていただければということで発言いたしますが、まず、「運営基準に規定する内容」です。認可基準に照らし合わせて整合性を保つことはもちろんですけれども、特に利用者への影響が大きい「撤退ルール」や「応諾義務」、「利用者負担」、いわゆる「上乗せ徴収」、また「事故対応」、「会計基準」など、市町村がしっかりと指導、監督をしたり、あるいは情報公開を求めていく内容については、明示していくということが極めて重要だと思います。

あわせて、「業務管理体制」なのですけれども、実は事業規模に応じて求める業務管理体制の基準については少し配慮が必要かなと思います。大規模に広い範囲で展開している事業者もいれば、地域で非常にきめ細かく対応しようとしている事業者もあるかもしれません。全く同じ基準で業務管理体制について求めていくということは、ひょっとしたら難しい部分があるかもしれません。地域の独自性に応じたところ、しかし、緩和ではなくて、一定基準はしっかり示さなければいけないのですが、事業規模の大きいところには、かなりそれなりに相対的に厳しい基準を求める必要もあるかもしれませんので、これは問題提起とさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは、柏女委員、順番にどうぞ。

○柏女委員 ありがとうございます。淑徳大学の柏女です。

2回目の発言なので手短かにさせていただきたいと思います。

資料2の26ページのところの優先利用の関係になります。特別な支援が必要な子どもの優先的な受け入れでございますけれども、これについては、特に保育所、幼保連携型認定こども園が児童福祉施設でもあるということを考えると、最も重視しなければならないことだろうと思います。特に家庭養育基盤の弱い家庭がふえてきている、あるいは虐待、ネグレクトがふえてきているということを勘案いたしますと、それらの子どもたちを積極的に受け入れていく、そうしたところが絶対に必要だろうと思います。

その場合に、そうした子どもたちを受け入れているところには、いわゆるソーシャルワークの視点がとても大事になりますので、社会福祉士等の配置を検討していくことが大事

なのではないか。他のサービスとの利用調整を図るために、その施設に社会福祉士を1名配置していくことが大事なのではないかと思えます。

2つ目の利用枠の設定については、これは全国一律の設定をするところまでは必要はないのではないかと考えています。ただ、特別な支援が必要な子どもが1カ所等に集中的に集まってしまって、いわば囲い込みになってしまうような事態は避けなければならないだろうと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、奥山委員、お願いします。

○奥山委員 私も2回目なので、簡潔にしたいと思えます。

意見書のほうにも書かせていただいております。2番と3番です。

まずは「保育の必要性の認定について」でございます。これにつきましては、私も新しい制度が保育に欠けるから保育の必要性というところに変ったことも踏まえて、ぜひ保護者本人の事由というところを優先して考えていただきたいと基本的には思っております。

先ほど三鷹市長のほうからも御指摘がございました。保育所の必要性の認定の下限のところ、23ページに現状が入っているわけですがけれども、ここにつきましても、本人の事由を拾い上げていくと、短時間というか、下限のところをどう評価していくかということが最終的には出てくるのだらうと考えております。

乳幼児期の子育て家庭を見ておきますと、非常に働き方が多様で、短時間のところから少しずつステップアップしていきたいという方が多くいます。そういう意味では、下限の方々が使えるような一時預かりですとか、ファミリーサポート事業等の拡充もあわせてやっていくことで、無理なく保育の必要性の認定につながるような仕組みもあわせて充実していただきたいと考えております。

3番ですけれども、待機児童の問題ですが、算出方法についても、それぞれ自治体ごとに多少変わっている、違いがあるのではないかという指摘が上がっております。こういったこともあわせてどのような算出方式でそれを提示しているのかということも自治体でわかりやすく公開していくという必要性もあるのではないかと考えています。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、荒木委員、お願いします。

○荒木委員 全国国公立幼稚園長会の荒木です。

資料3について一言意見を申し上げます。

7ページの例3、定員のところです。この四角に赤で書いてあるようなところの考え方、例3を基本として検討してはどうかということに賛成です。

もう一つ、資料2のところですが、先ほど柏女委員がおっしゃっていたように26ページの特別な支援の必要なお子様のところでは、児童福祉法の観点でお話しなさいましたけれ

ども、教育のほうでも特別支援の必要なお子さんというのはインクルーシブ教育として必要ですので、あえてそのこともあわせ、介助の人を配置するような形でぜひお願いしたいと思います。

27ページの満3歳の話ですけれども、私も教育として考えたとき、3歳、4歳、5歳という学年と学級担任制ということの意味は大変大きいと思うのですけれども、満3歳児というところが、月齢が入ってくると微妙なことで、かなり広く幅が出てくるかと思imasuので、それをどのようにこれから議論していくかということをはっきりしていただきたいと思います。今後のところで考えていただけたらと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

佐藤会長代理、どうぞ。

○佐藤会長代理 2回目です。簡単なことです。

今すぐということではなくて御検討いただければということで、資料2の3ページ、今回、求職中の方なども認定を受けてということができるようになるということですので、認定の申請と申し込み、そして申し込んだ後の実際に入れるまでの時間で、例えば求職活動で言うと、来月から来てくださいというのが決まったりするわけですね。それと入所ということで言うと、従来とちょっと違うような、つまり、想定していないようなことも起きるかもしれない、その辺を少し考えていただきたい。

もう一つは、有期契約の人も、どうも働いている人は産前産後休業、育休をとって復帰するというイメージで考えられているのですけれども、有期契約の方は法律上育休をとれない。ただ、産前産後休業は雇用契約期間中だけはとれるという方もいらっしゃるわけです。そうすると、産前産後休業ですと6週間プラス8週間、14週間、これで復帰するわけです。そういう形ですので、利用を申し込んでから利用できるまでの期間というのが、どうも育休をとれる人を想定しているとかかなり時間があるように思われるのですけれども、求職中の方とか、有期契約で産前産後休業だけで復帰せざるを得ないという人を考えると、その辺は実際の場面になったら結構大事な点なので、どこか頭に入れておいていただければと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

委員の皆様、大体よろしいでしょうか。

では、事務局から答えられる範囲でお願いしたいと思います。お願いします。

○橋本保育課長 それでは、順次、お話をさせていただきます。

最初に、古渡委員から、資料2の28～29ページにかけましてのところの御指摘の中で、認定こども園がこれまで直接契約ということでやってきた観点が抜けてしまっていないだろうかという御指摘をいただきました。

待機児童のいる、いないということに応じて考えてはどうかということもいただいたわけでございます。実はこの点につきましては、保育の必要な子どもにつきましての利用調

整をどの範囲で行うかということにつきまして、昨年、法改正をいたしました際、当初、政府案として出しておりました段階におきましては、待機児童が生じているような地域に限って、市町村で利用調整をするという形で提案させていただいておりましたけれども、国会での修正によりまして、当分の間、そういった待機児童が生じている、いないにかかわらず、全てのケースについて市町村で利用調整するという形で修正がされた経緯がございます。そういったところを御理解いただければと思っております。

その上で、いろいろな利用形態の違いということも考慮した中で、實際上、使いやすい仕組みにするためにどのような利用調整の仕方をフローとして考えていけばいいか、この点については、さらに精査していきたいと考えております。

菅家委員から、長時間と短時間の区分の点についての御指摘をいただきました。本日の資料の資料2の中、先ほど御指摘をいただいて「しまった」と思ったのですけれども、8ページの中で、上のほう、「(1) 現状等」と書いてございますけれども、2つ目の○の中で、新制度における2号認定・3号認定については云々とございまして、2区分の保育必要量を設けることになると書いていますが、これは正確に申し上げますと、この法案提出前におまとめいただきました基本制度の中で、そういった整理がされているということでございます。ここのところは言葉が舌足らずであったかと思えます。

先ほど御指摘いただいた中で、6ページ一番上のところに書いてあるフルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など、基本的に全ての就労を対象とする。一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除くということも、実は現状のことではありませんで、新制度につきましての基本制度の中でまとめていただいている中身をここに書かせていただいているということでございまして、この辺の書き方がわかりにくくて申しわけございませんでした。

これは新制度を提案するに当たりましてまとめていただいた基本制度の中で、就労につきまして、こういったフルタイムほか全てのものを想定する。短時間は一時預かりで対応できるような、いわゆる細切れ的な保育をするのではなくて、それ以外は全て対応していくということをベースにしながら、主にフルタイムの就労を想定した長時間利用ということ、主にパートタイムの就労を想定した短時間利用という2区分で設定するという考え方を基本制度の中でまとめていただいているわけでございます。

その考え方がどういうことなのかということについて、私なりの考え方で申し上げますと、現状ではフルタイムであれ、パートタイムであれ、一律に保育に欠けるか欠けないかというオール・オア・ナッシングの判定をしているわけでございます。結果的にパートタイムの方々のほうは、いわゆるポイントをつけていきますと、低いポイントになってくることが多々ございますので、なかなか実際に利用できないというケースも生じているというところがございます。

こういった事態を改善する上で、根本的には保育の量的な拡大をする以外に方法はございませんが、ただ、こういった長い時間、短い時間といった区分を設けるということによ

りまして、今後の議論でございますけれども、先ほど確認制度の中でご覧いただきましたような定員設定等の中で、施設の判断の中で長時間、短時間といった区分ごとの利用定員を設けるという方法も考えられるわけでございます。そういったことをすることによりまして、短時間の認定を受ける方につきましても、これまでよりも利用しやすいようなケースももしかしたら出てくるかもわかりませんし、また今後の利用者負担の議論の中におきましても、法案提出前にまとめた基本制度の中では、長時間利用の方に対しまして短時間利用の方の場合には、若干割り引いた保育料という形で設定してはどうかという形で議論が整理されておりますので、そういった、より低い保育料によりまして利用できるというメリットが出てくる可能性もございます。そういったいろいろな要素を考えまして、長時間と短時間という2つの大ぐくりな形で認定の区分を設けてはということが出てきたものと考えております。

佐藤委員から、満3歳児につきましての学級編制との考え方等について御指摘いただきました。認定そのものは法律上3歳というところで切っておりますので、これはこれで法律にのっとった運用がございませぬけれども、さらに幼保連携型認定こども園を初めとする、そういった施設における実際の運用の中で、こういった形で学級編制していくのか、といった点は、さらにまた幼保連携型などにつきましての今後の基準の議論なり、あるいはそれに対応した公定価格の設定のあり方等につきましては、さらに当会議の部会等におきまして議論を深めていただきたいと思いますと考えております。

小室委員からも長時間という言葉が使われることによって、何か悪いことをしているような誤解を受けているようなこともあるという御指摘をいただきました。私自身も、少しそういった点につきまして御指摘をいただくケースが多うございますので、こういった呼び方につきましては、さらに私どもとしても検討させていただきたいと思っております。

清原委員から、さまざまな運営基準の中に盛り込むべき事項としまして、撤退時の対応を初め、幾つか重要な点を御指摘いただきました。こういった点につきましては、基準検討部会のほうで御提示させていただきます資料の中でも、こういった点を挙げさせていただいております、今後、ぜひ議論を深めていただきたいと思いますと考えております。

とりあえず以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

事務局からほかにはございませんでしょうか。

私がせかし過ぎたかもしれませんが、たまにはよろしいでしょうか。一通り終わりました。改めて意見を出していただくと、また長引きそうな気もいたしますので、これまで散々延ばしてまいりましたから、その分少し短くいくということで今日はよろしゅうございませぬか。

ありがとうございます。本日の議題は以上といたします。

次回の日程につきまして、事務局からお願いいたします。

○長田参事官 次回、第5回の会議でございますが、7月26日金曜日、9時半からという

ことで予定させていただいております。

なお、その前日、25日に第3回の部会も予定させていただいております。連日となりまして恐縮でございますが、よろしくお願い申し上げます。

○無藤会長 ということ、部会のほうは長めになる可能性がありますけれども、また詳しいお知らせが行くかと思えます。

ほかによろしいですか。ありがとうございました。

それでは、第4回「子ども・子育て会議」をこれで終了いたします。お疲れさまでした。

～ 以上 ～